

2023年9月

お客様各位

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

2023年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当庫は適格請求事業者としての登録を行い、同制度の対象となる課税取引に関して、同制度の要件を満たした請求書やご利用明細等を発行するように現在対応を進めております。

1. 当庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号 T2011805001147

名称 亀有信用金庫

本店又は主たる事務所の所在地 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号

2. インボイスの発行

(1) 営業店窓口等でお支払いただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いただいた場合には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：代金取立手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料等

※複写の振込依頼書はインボイスの要件に対応した書式に改訂いたします。

(2) 口座振替等各サービスでお支払いただく手数料について

預金口座より口座振替の方法でお支払いただいている各種手数料は、インボイスの要件に対応した「インボイスのお知らせ」を発行いたします。

例：インターネットバンキングによる振込手数料、基本手数料等

3. ATM・両替機のお取引

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となりますので、インボイスは交付いたしません。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。



夢づくり、街づくり。

亀有信用金庫